

別表第四 人事院規則一―三八の一部改正に関する表(第一条第四号関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法(平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは平成三十七年国際博覧会特措法(これらの法律を改正する法律を含む)又はこれらの法律に基づき規則若しくは国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一号)に基づく人事院の所管の手続等(次項、次条第一項第三号及び第三号において「人事院所管手続等」という)を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という)第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法(これらの法律を改正する法律を含む)又はこれらの法律に基づき規則若しくは国家公務員倫理規程(平成十二年政令第一号)に基づく人事院の所管の手続等(次項、次条第一項第三号及び第三号において「人事院所管手続等」という)を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という)第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 (略)</p>

別表第五 人事院規則一―四五の一部改正に関する表(第一条第五号関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法又は平成三十七年国際博覧会特措法(これらの法律を改正する法律を含む)に基づく規則に定める人事院の所管の手続(以下「人事関係手続」という)を簡素かつ効率的に行うことができるものとして人事院が設計及び開発を行った総合的情報システム(以下「人事・給与関係業務情報システム」という)を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法(これらの法律を改正する法律を含む)に基づく規則に定める人事院の所管の手続(以下「人事関係手続」という)を簡素かつ効率的に行うことができるものとして人事院が設計及び開発を行った総合的情報システム(以下「人事・給与関係業務情報システム」という)を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。</p>

別表第六 人事院規則一―六四の一部改正に関する表(第一条第六号関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(派遣除外職員)</p> <p><b>第三条</b> 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十一 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣されている職員(略)</p> <p>十一・十二 (略)</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p><b>第十条</b> 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等(通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当(以下この項において「通勤手当等」という)に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」とい</p>	<p>(派遣除外職員)</p> <p><b>第三条</b> 平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十六条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一・十一 (略)</p> <p>(派遣職員の給与)</p> <p><b>第十条</b> 派遣職員には、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等(通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当(以下この項において「通勤手当等」という)に相当するものを除く。以下この条において「派遣先報酬等」とい</p>